

令和6年 第3回松田町議会臨時会 会議録

令和6年7月25日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 36 号 工事請負契約の締結について（令和 6 年度寄みやま運動広場人工芝新設工事）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。梅雨が明けて本格的な暑さが続く中、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、去る 7 月 22 日、松田町告示第 60 号により令和 6 年第 3 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

I C T を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

それでは、事務局から録音の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おきください。

ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9 時 00 分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第 117 条の規定により議長より指名いたします。
8 番 田代実君、9 番 井上栄一君の両名をお願いいたします。

議 長 日程第 2 「会期の決定について」を議題といたします。
この臨時会を開催するに当たりまして、本日 7 月 25 日、午前 8 時 30 分より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和6年第3回松田町議会臨時会の招集に当たり、本日7月25日、午前8時30分より役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日7月25日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第4「議案第36号工事請負契約の締結について（令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事）」を行います。審議いただく議案は1件です。質疑等を行い、即決でお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。この臨時会の会期につきまして、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、令和6年第3回松田町議会臨時会の会期は本日7月25日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、おはようございます。7月18日に関東地方の梅雨が明け、急に夏本番の暑さを感じる今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る7月22日に令和6年第3回松田町議会臨時会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

初めに、7月21日に町制施行115周年を記念いたしまして、また松田町・寄村合併70周年記念のプレイベントとしまして、NHKのど自慢公開生放送を生涯学習センター大ホールにて43年ぶりに開催することができました。前日の20日の予選会には、町内をはじめ約200組の方々が出場され、20組の方が本選に

出場されました。200組になる前はですね、800組の方が応募されて、600組が書類で落ちたというふうになります。また、当日はゲストに郷ひろみさんと藤あや子さんをお迎えし、約900名の方々が御観覧をされました。この観覧されるもですね、応募自体が1人に2人という形になって、応募者が大体3,000人近いような状況で、大体7倍というふうに伺っているところでございます。

令和7年度は松田町・寄村合併70周年を迎えますので、年間を通じて町主催や官民等の連携・協力による様々な記念事業を用意し、多くの町民の皆様方の記憶に残る70周年となるよう、町を盛り上げてまいります。

また、昨日は高校野球でいくと神奈川県が東海大相模に決まり、明日からオリンピックがまた始まる、予選会でもね、サッカーがパラグアイに勝ったというような明るい話もありますので、今年の夏がですね、非常に暑い夏になるのかなと期待をしているところでございます。

なお、そのほか町のこれまでの事業や行事などにつきましては、9月定例会において御報告をさせていただきますので、御了承のほどよろしくお願いたします。

さて、本日の臨時会の案件でございますが、議案第36号工事請負契約の締結について（令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事）につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に提案するものでございます。この案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますようよろしくお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第36号工事請負契約の締結について（令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第36号工事請負契約の締結について（令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事）。

令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、請負代金額。一金1億2,122万8,800円也。

4、契約の相手方。神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1861番地、株式会社加藤工務店 代表取締役 加藤信也。

令和6年7月25日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第36号工事請負の締結について御説明させていただきます。

議案を1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。工事請負契約書の写しでございます。今回の契約につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格5,000万円を超える工事請負契約のため、提案させていただくものでございます。なお、情報公開条例に基づき、請負者の印影及び次ページ参考資料の2の入札経過調書の字と及び印影を墨塗りにしております。よろしく願いいたします。

それでは、工事請負契約書について御説明させていただきます。

1、工事名。令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事。

2、工事場所。神奈川県足柄上郡松田町寄3111番地。

3、工期でございます。工期は松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から令和7年1月24日までとなっております。

4、請負代金。1億2,122万8,800円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,102万800円でございます。

5、前払金、6、部分払いは記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1以上でございますので、1,212万2,880円でございます。

8、契約支払場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は機会の議決を得るまで仮契約とする。

令和6年7月16日、発注者、住所、氏名。神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1861番地。氏名、株式会社加藤工務店 代表取締役 加藤信也。

恐れ入ります、1枚おめくりいただき、参考資料2、入札経過調書のほうを御覧ください。一番上段の欄を御説明させていただきます。左から、予定価格から最低制限価格の110分の100について御説明をさせていただきます。

一番上段左の予定価格につきましては1億4,025万円、左から2番目の入札書比較価格は1億2,750万円でございます。こちらは予定価格、先ほどお話ししました予定価格の消費税抜きの価格でございます。

続いて3番目の最低制限価格が1億2,075万5,250円。最低制限価格につきましては、契約内容に適合した工事の履行を確保するために設けるもので、本町については500万円以上の工事に対象に設定をしておるものでございます。さらにその隣の4番目の最低制限価格の110分の100につきましては、こちらは1億977万7,500円で、これは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

一番右、入札執行場所は電子入札となります。

その下、件名及び場所につきましては記載のとおりでございます。

入札年月日が令和6年7月10日、午前9時開札でございます。入札参加者の

名称でございますが、最上段の奥アンツーカー（株）から最下段の東亜道路工業（株）までの11社でございます。

第1回入札において、上から3番目の株式会社加藤工務店さんが最も安い1億1,020万8,000円で入札されました。この価格は消費税抜きの価格でございます。この価格が最上段の左から2番目、入札書比較価格の1億2,750万円を下回った価格で、さらに左から4番目の最低制限価格の110分の100の価格1億977万7,500円を上回っております。結果、入札書比較価格と最低制限価格の110分の100の間の範囲に収まりましたので、第1回入札で落札となりました。

最上段の右から2番目の落札価格を御覧ください。こちらは第1回入札価格に消費税を加算した金額1億2,122万8,800円が契約価格となります。

続きまして、次ページ、参考資料3を御覧ください。令和6年度寄みやま運動広場人工芝の新設工事の平面図でございます。墨塗りの部分につきまして、人工芝の舗装範囲でございます。面積はA=7,378平米で、グラウンドにつきましては一般サッカーコート1面、95メートル×68メートル、またソサイチコート2面、55メートル×35メートルの利用ができます。

グラウンドの南西及び南東にはMPフィルター工を各2か所新設しております。また、右側には人工芝舗装工の断面図を規定されております。掲載しております。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
8 番 田 代 この臨時会で提案されました議案第36号令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事の請負契約の締結に関することについて、3点ほど質問させていただきます。一問一答方式でお尋ねします。

1点目といたしましては、入札に応募した業者は11社、うち1社辞退しておりますが、その理由について。それと、10社で入札を行いました。うち4社が体育施設の業者で、人工芝新設工事の実績があると思われる専門業者です。一方の6社は土木工事を専門とする業者で、そのうちの1社が最低価格業者として落札しました。この加藤工務店は人工芝新設工事の実績について、いかがで

しょうか。この2点について回答をお願いいたします。

参事兼総務課長 ただいまの田代議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、1点目の1名が辞退というお話なんですけどということで、その理由ということは…ですが、こちらの理由としまして、配置技術者の配置ができないということで、人的な問題という形で伺っております。

また、先ほどおっしゃられました2点目の御質問でございます。10社中4社がスポーツ施設関係の業者だと思われるというお話ですが、10社中5社が人工芝関係のスポーツ施設の会社でございます。それからですね、残りの5社につきましてですね、人工芝との経験はあるのかというお話なんですけど、残りの5社のうち4社、残りの5社です…残りの4社ですか、4社が経験があるような形になっております。以上です。

8 番 田 代 2点目の質問は、この契約をしようとしている加藤工務店の実績はいかがでしょうか。そういう質問をしております。

参事兼総務課長 加藤工務店さんにおかれましては、平成21年度ですか、にですね、グラウンド、砂入りの人工芝でテニスコートの改修工事をやっている実績がございます。以上です。

8 番 田 代 平成21年、これ、寄の人工芝、テニスコートを行ったということでいいですか。それとも、ほかの場所でしょうか。

参事兼総務課長 松田中学校のテニスコートですね。

8 番 田 代 松中のテニスコート、理解いたしました。それでは2点目の質問について、初めに議長にお諮りします。この人工芝新設工事、これは予算について、3月定例会の本会議で、本会議と予算特別委員会で慎重に審議して可決されました。その際に、寄ロウバイまつりや若葉まつりでの駐車場として利用することから、マイクロチップが破損し、中津川に流出することが懸念されて、いろいろやりとりがありました。そのようなことから、予算審査特別委員会の報告書で人工芝新設工事は安全や環境に配慮して執行されたいとの申入れを議会として行っております。この件について、確認ということでね、少し質問をしたいんですけども、よろしいでしょうか。

議 長 はい、どうぞ。

8 番 田 代 ありがとうございます。過日7月の20日（土曜日）午後7時から寄で議会報告会を行いました。おかげで20名近い住民の方に参加していただきまして、かなり濃厚な報告会ができたと感じております。その報告会で、人工芝新設工事を心配する方から、たくさんの御意見を頂きました。そのようなことから、確認という意味で質問をさせていただきます。

3月定例会で予算質疑の際に先輩議員から、駐車場として利用したときたくさんさんの車が往来する。その際、車の重さ、またタイヤが踏みつけるので、人工芝が切れて中津川に流れ込むのではないかと。自然への影響はどうかという質問に対して、2人の課長さんが回答されています。課長さんと参事さんですか。人工芝のマイクロチップは、5年間は98%抜けないと。抜けた場合は中津川に流出しないよう、広場内にフィルターを設置して流出を防止するとの回答を頂いております。また、耐用年数について、何年後に張り替えるのかという質問には、7年から10年ぐらいはもつと。ある高校の実績では、月3回、駐車場として利用しており、七、八年は経過しているが、問題なく利用できていると。Jリーグのコートをはじめ、御殿場の高原ビールですか、それとかいろいろところで人工芝に張り替えたところでは、10から15年ぐらいで張り替えるというふうな回答を頂きました。

一方、10月20日の議会報告会では、駐車場として利用した場合に、ハンドルの切り返し、これが行われると。単なる人工芝を走行するのではなく、止めるときかなりハンドル切り返したりして、芝に負担をかけると。そういうことで、3年ぐらいで張り替えの可能性があるのではないかと意見が出されました。あと、前回我々が議論しなかった破損したチップが空中に飛散して、人体への影響が懸念されると、そのような意見も出されました。

この2点について、1点目は確認です。2点目は、私もちょっと気がつかなかったもので、破損したチップの対策、これについて回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

観 光 経 済 課 長 まず1点目の芝の耐久につきましてでございます。人工芝で駐車場を利用す

る場合は、御指摘のとおり切り返しの際に一番負担がかかります。そこで、メーカーに確認したところ、メーカーの試験事例では、600回までの試験を実施した結果、著しい劣化は確認できなかったというデータがございました。駐車場及び発進時に切り返しをしなくても済むよう、駐車する方向や車両が通る動線を配慮しまして、入り口から出口までの通路や曲がり角といった、特に負荷がかかりやすいエリアに直接芝に力が加わらない鉄板などを敷くなど、対応を考えております。そういったことで人工芝をもたせる予定でございます。

2点目の人工芝の飛散の関係でございますが、排水口のチップ等の流出対策としまして、周囲の側溝の中にMPフィルター4か所を設置し、1ミリまで採取できるようにしております。さらに不織布のフィルターを流末に設置し、1ミリ以下のものも排出されないように対応をいたします。さらにプレーヤーからの対策につきましても、出入り口にエアブラシやローンブラシを設置し、徹底した対策を実施してまいります。以上です。

8 番 田 代 私が質問したのは、まず1点目が、一説によると3年ぐらしかもたないんじゃないかと。ハンドルの切り返し、そういったものを行うので、そういった説もあると。これは学識経験者に何かお考えをいただいたそうです。それで今、課長の回答は、メーカーに確認したら600回ぐらいつまいて大丈夫だと。それが当初、3月の議会で回答頂いた七、八年はもつ。場合によっては、利用状態10年から15年もつと。これに対して3年しかもたないんじゃないかという意見を頂いたんですよ。それについてどうなのかというのが1つです。

2つ目は、雨が降った場合に、MP…マイクロチップを吸収するフィルターですか、MPフィルターだ、ごめんなさい。それで4か所で中津川の流出を防ぐというのは、それは前回も聞いております。そうではなくて、空中に飛散した場合、チップが空中に飛散した場合の人体への影響、これについて新しくちょっと意見を頂いたもので、どうなのかと、確認の意味で質問させていただいております。よろしく申し上げます。

参事兼政策推進課長 まず1点目のですね、8年からというものがございます。先ほど課長のほうが説明した600回というデータは、今、町が仕様で定めている新しい人工芝で

はなく、通常ですね、試験的に行った通常のいわゆる今と違う耐久性が少し薄い芝で実験をしています。なので、それに基づいてのデータが改修をしたり全てをやったときに8年からになります。今回の人工芝につきましては、様々なデータ分析がさらに高まっていますので、そうすると大体10年から15年までいっている。それが新しい人工芝で作った、今、幼稚園やら大学、またJリーグなどの人工芝からのデータによるものというふうに考えております。

あと空中にですね、マイクロチップ、こちらにつきましては、目に見えないものがございまして。そうしたものが雨等でですね、流れた場合、町の対策としては、排水口の中にですね、フィルターをつけます。これが1ミリまでは確実に確保できる、とれるということに今なっております。それ以下になりますと、その部分についてはですね、さらに細かいフィルターをつけますので、そこで最終的には外に流れないような対策をとる。空中からですね、様々なところに行っているものの目に見えない部分については、100%除去できますということは、全ての部分でちょっと今は言えません。なので、それらの最大限の対策を努める今、仕様になって取り組んでいくというふうに私は考えております。以上です。

8 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございます。大体理解できました。空中に飛散したものの、これについては、目に見えないもので分からないというお話なんですけど、過去にそういった事例で苦情が来た、または問題になった。その件に関しては、政策参事が承知されている範囲で結構ですから、お答えをお願いします。

参事兼政策推進課長 まずですね、この環境問題に対してはですね、環境省に直接確認をした経緯がございまして。様々なデータ分析と、環境省の回答でございまして。そういうもので目に見えない、人工芝で目に見えないものについての対策を、日本の場合ですとどう対策をとるのかというところがございまして、それが今、私が言った対策、新たにそういう排水とかいうふうなところを全てやってほしいというのはガイドラインで定めております。近隣ですと、南足柄市がですね、人工芝をつくって、もう2年になります。そこからの維持管理の業者さん、それと担当の職員さんに確認したところですね、それらが して人体に影響したとい

うことは聞いておりません。また、近隣ですと、愛川、また南足柄市で幼稚園などで人工芝で取り組んでいるところもあります。また高校もやっているものもございますが、そこからですね、そういうものが人体に影響したというものは聞いておりません。また、日本のほうでもですね、そういう環境問題…人体に関する研究もいろいろしています。しています。必ずそこに影響があったというデータ分析も、私のほうは確認したところですね、ありませんので、100%大丈夫ですというところではちょっと言えませんが、今のところ日本ではそういう実績はないということで理解をしております。以上です。

8 番 田 代 回答よく理解できました。最後に町長にお伺いいたします。予算額では1億4,113万7,000円、これに対して今回の議案提出されました契約額、1億2,122万8,000円、この差額が1億9,900…9,000円ですか。あ、ごめんなさい。1,990万9,000円あります。約2,000万が執行残です。これ…違うの。(私語あり)あ、そうなんだ。(私語あり)税込みが1億2,122万8,000円じゃないですか。予算が1億4,113万7,000円だから、差額が1,990万、約2,000万あると思います。(私語あり)そうです、そうです。要するに今、契約して残る額、まだ残額について執行できるわけです。この額についてね、鈴木政策参事からもいろんな環境面のお話は聞きましたけれども、まだ見落としている面とか、または環境省が新しく何か指針みたいなものを出すことも考えられますのでね、限られた期間かもしれないんですけども、住民の方もいろいろ環境問題、人体の問題、心配して意見が出ましたのでね、この2,000万をね、全てとは難しいと思うんですけども、全て活用は難しいと思うんですけど、極力議会のほうで申入れを行いました健康と環境問題、これに配慮した使い方をお願いしたいと思うんですけども、町長、お考えはいかがでしょうか。

町 長 御質問ありがとうございます。おっしゃられるところは重々に考えております。今回は…まずはそのお答えとしては、そういうふうに使わせていただけるということを考えるとですね、やっぱり環境問題に対する事業というのは、まだまだやれるものならやりたいと思っておったんですけど、予算の設計の段階ではもうこれが目いっぱいだったので、対応させていただいていますけれども、

この残額については今、議員がおっしゃられるとおり、皆さん方の御承知を頂きながらですね、さらにもうちょっと細かいところまで目を配って、予算の範囲内ですけれども、可能な限り対応していきたいというふうに考えています。以上です。

8 番 田 代 明確な回答ありがとうございました。では、本当に環境配慮した執行をお願いして、私の質問は終わります。

議 長 ほかに質疑。

1 1 番 飯 田 今回のですね、寄みやま運動広場人工芝新設工事を受注した事業者につきましては、地元の業者として災害時には率先して御協力を頂き、また寄地区におきましてはですね、冬の降雪時等による道路封鎖されたときなどは1番のバスに間に合うようにですね、除雪の作業を行い、その後、道路に融雪剤をまくなどしてですね、車の安心・安全な運行に協力を頂いており、そのような地元の事業者がですね、今回の寄みやま運動広場人工芝新設工事を落札され、私も安心してお任せができるものではないかというふうに思っております。

さて、令和6年度松田町一般会計予算は、予算審査特別委員会で、私が委員長だったわけなんですけど、その中で審査を行い、可決したものでありますけど、その際、附帯項目として、先ほど田代議員も言われましたように、安全や環境に配慮して執行されたいと強く申入れをしましたが、今回提出された工事請負契約については、それらが十分配慮された仕様になっているのかお尋ねします。

まず、内容的にはですね、先ほど参事のほうから話もありましたが、環境省ではスポーツ施設などで取り得る人工芝の流出防止対策を求めています。その内容はですね、1つは人工芝グラウンドからの発生対策、そして排水設備からの流出対策、プレーヤーからの流出対策、そしてその他の対策、この4つが主な項目だということなんですけど、これらを考えますとですね、今週の月曜日、東京・埼玉で発生したゲリラ豪雨ですね、テレビで皆さんニュースでたびたびやっていましたので見られたと思うんですが、そういったときの大雨に対する対策ですね、これがちょっと図面を見る限りはちょっと弱いように感じます。それはですね、グラウンド周囲の水路が水を吐ききれなくなった場合ですね、

そのグラウンドから水がオーバーフローして、全部流れ出してしまうと、道路とかいろんなところへですね。それで、そういうことは何年かに1回、あるいは年に1回ぐらいかもしれませんが、水路の外側にそんな高くなくてもよいので、フェンス等を設置してですね、水も漏らさないというふうなね、対策がでないものかと。

それともう一つは、プレーヤーによる、さっき芝の飛散というふうな話も出ましたが、フェンスを設置することによって、水も防御できるし、そういった飛び散った細かいマイクロチップもですね、それによって、その壁によってある程度防げるというふうに思いますのでね、そういう対策は考えておられるかどうか。

また、プレーヤーからの流出対策としてはですね、もう一つ、平面図を見る限り、グラウンドへの出入り口をどこに設定されるのか、ちょっと不明なんです。グラウンド出入り口を限定して床面にマイクロプラスチックを捕捉する設備を設置し、ユニフォームや靴底などに設置したマイクロプラスチックを落とす対策と、出入り口にエアブラシやローンブラシの設置なども考えなければいけないんじゃないかと。

それともう一つは、ロウバイの期間中、1か月もですね、駐車場に使われるということで、どうしてもタイヤにマイクロプラスチックが付着する。そういう車が出るときにですね、そのタイヤについてのマイクロプラスチックを何か捕捉するような設備が必要と思いますが、いかがお考えかというふうなことです。

それともう一つ、県でもいろんなところからですね、例えば酒匂川水系、相模川水系の水質に対して検査をいろんなポイントを設けてですね、行っているようです。それはいろんな環境に対しての配慮だと思うんですが。言葉だけで安全だ、安全だと言っても、なかなか皆さんの了解、認識というんですかね、得られないと思うんですね。それをデータでですね、グラウンドからマイクロプラスチックがどれだけ流出しているのかというふうなものを数値でモニタリングをする必要性もあるんじゃないかと。これがやはり近所に住む住民の理解にもつながることだと思いますので、そのための対策をひとつお考えいただき

たいと思います。

それと、工事中、遊具が使えるのか。また、工事中の土・日ですね、についてはどうなのかということと、そして完成後、あそこで誰か管理者がいて目張っているわけじゃないんでね、子供がその人工芝の中に入って自由に遊ぶことができるのか。その辺をお尋ねしたいと思います。以上です。

町 長 飯田議員から御質問が7つあったと記録していますが、もしちょっと抜けたらまた追加してください。

1つ目はゲリラ豪雨対策についてでございます。おっしゃられるとおりに、一応今回は今の土のグラウンドの下にはですね、特別な暗渠みたいなのが入っていないので、表面に水が落ちたら、その表面の中で水が勾配で流れるように施工されておりますので、今のままの状況だとゲリラ豪雨だとおっしゃるとおりなイメージになると思います。ただ、あのグラウンドはですね、端から端まで約40センチだか45センチぐらい勾配が実はついていまして、それで水が片方に流れるように設計されて、今、現状があります。そういった状況の中で、今回は人工芝を敷かせてもらう中で、土のところにまず暗渠みたいなパイプをずっと張りめぐらせて、水が排水が、今以上に排水ができるようにもしてあります。なおかつ、芝の間のところにもありますけども、ただ、瞬間的に水がどんと増えたときには、一気に水が吐けるものでもないというのはおっしゃるとおりだというふうに考えていますので、先ほど田代議員からも御指摘というか、御提案も頂いたような格好でありますので、外にですね、50センチぐらいの高さで、水だけは外に吐きして、マイクロプラスチックと言われるものが止められるような仕組みをするように、ガイドラインでもですね、記載を例としてあったので、あれを参考にしてですね、おっしゃられるように外に出ていかないような対応は、先ほどの予算で何かできそうだと思いますので、それは対応していきたいというのが1つ目です。

2つ目に、プレーヤーからの出ていく話で、落とす場所とかの今お話ありましたけれども、想像していただければ、まずはエアブラシをとにかく今現在2つ取り付けるようにはしています。予算の範囲ですけど、それを3か所ぐらい

に増やすとかいうようなこととかはしていきたいと思っていますし、場所的にはですね、今、仮設のトイレ…普通のトイレと1つ倉庫じゃないですね、あそこは何て言っているんですかね。倉庫でいいのかな。更衣室みたいなのがありますけど、あの付近に手洗い場もありますから、あの辺に1つ設けたいというふうに考えています。今のところですね。

今度3つ目に、イベントのときに車のタイヤについての話がありましたけども、これについてもイベント対応ということになりますけども、エアのコンプレッサーをその場の最終的出口の辺りに置いて、例えば車がタイヤが汚れたら水で洗ったりとかするのと同じで、エアブラシで落とすような対応を考えております。

4つ目ですけども、水質検査の話です。これも一応、今、先ほど言われたように水道水として最終的には横浜とかあちのほうでも検査をして、飲み水として適切に管理されているわけなんですけれども、水源地としての責任も当然ありますという理屈でいいのかな。ということもあるので、そこの工事の前に一回測って、測るのは今、データがありますから、工事が終わった後にしっかりと測らせていただいてですね、あと定期的というか、年に一度は最低でもという形で水質のことをやっていきたいと思います。その件に関しては、今現在、測っている項目だけ見ると、浮遊物という項目があるので、その浮遊物の中の量とかを見ると思うんです。その浮遊物の中にもプラスチックだけじゃない、いろんなものが入っていると思いますから、それはさらに分析することになると思いますけどもね、そういったカテゴリーで今、今現在も調査されてますから、そこを定期的に見ていこうというふうに感じております。

次に、工事中の遊具の質問がありました件ですけども、工事中はですね、基本的に遊具のところは使えるように、仮設といたしましよかね、仮囲いみたいなのをさせていただいて、グラウンドのほうにはちょっと子供さんたちとか一般の人たち入ってこれないようにとか、入ってこないようにして、遊具のほうは遊べるように、業者さんと調整したいというふうに思っています。ただ、土・日は基本的に工事してませんので、工事してないところにボールが例えば

飛んじやったとかって、勝手に入ったりとかしたときに、もしものことが起きる可能性も十分あるので、その辺は注意書きとか、親御さんとか、何かそういったこととか、もしもボールが入った場合には、みやまの里さんの管理人さんに言って、ちょっと取りに行ってもらおうとか、何かそんな対応をアナログでやるしかないかなと思っています。いずれにしろ、使えるようにはさせていただき、あとは中に入らないようにだけは注意喚起をしたいというふうに考えています。

最後ですね、完成後に使えるのかというふうなことでございます。本当にこの話はですね、今も現状もなかなか使うと叱られるとか何とかというふうなことがあって、使えてないというふうな要望がもう前からずっとありましたので、この件に関してはですね、一度もうその後ですけれども、今の管理者のほうと話をさせていただいています。ですので、使うときにはですね、今から使いますよというふうにお声をかけてもらう。うちらも看板をちゃんと立てて、勝手に使ってけがされてると、やっぱり困るというふうなこともありますので、そういうふうにならないようにですね、意思の疎通ができるように、管理をちゃんとしていただいて、地元のお子さんとか親御さんたちとキャッチボールしたりだとか、サッカーやったりだとか、走り回ったりだとか、そういったことが完成後もですね、ある程度、今まで以上に使えるようには配慮していきたいというふうに指導していきたいというふうに考えています。以上でよろしかったでしょうか。以上です。

11番 飯田 いろいろ質問をまとめてさせていただき、またまとめて回答いただきまして、ありがとうございます。それで、その中でですね、水路の周囲にある程度バリケードというか、水が漏れないような施設が必要だというふうなことで、環境省でもですね、透水ネット、水は流すけどプラスチック類は流さないというようなものもあるそうなんですけど、私も専門家じゃないのでよく分からないんですが、これがいいのか、あるいは見た目ですね、水路の周囲にですね、堀みたいなの、先ほど町長のほうから50センチぐらいという話聞きましたが、そういうものを周囲に張りめぐらせたのが、より安全なのか、その辺をですね、もう

一回ちょっとお伺いしたいのと、もう一つはですね、グラウンドの出入り口、先ほど3か所ぐらい考えているというふうなことを言われましたっけ。（私語あり）2個。2個か3個ということですかね。それとあと、例えば駐車場として使うときですね、例えばフェンスを周囲に張りめぐらせたときに、やっぱり出入り口をつくるためにフェンスをどこさなきゃいけないです、その車が入りするところをですね、どこさなければいけないと思うんですけど、透水ネットでも同じだと思います。それはどのようにお考えなのか。車の場合ちょっとね、またその出口あたりに車のタイヤについてのマイクロプラスチック、どうやって拾っていくかというふうなこともあると思いますが、その辺はですね、すぐに取り外しがね、できるのかどうか。そういうふうなものなのかどうか、ちょっと確認したいのと、あともう一つ、さっきモニタリングの件に関しては前向きな答えをもらったわけなんですけど、今現在ですね、水1立方メートル当たり1,000ミリグラムのマイクロプラスチックが含まれているというふうなことをよくパソコンなんかで出てます。これがですね、2060年、40年後には今の4倍ぐらいにプラスチックが含まれるようになってっちゃうだろうと。そうすると、特にですね、危険をもたらすような危機的な状態になり得るというふうなことを言っている学者もいるようです。そのときにですね、やっぱり一番大事なのは、マイクロプラスチックをいかに流出させないかというふうなことだと思うんですが、それが環境あるいは安全につながると思うんですが、さらに町のほうで、もしこういうことも考えているよというふうなものがあったら教えていただければというふうに思います。

町 長 まず1つ目は、先ほどちょっとお話をしたことに重なるんですけども、透水ネットというものを追加して外に流出しないようにですね、オーバーフローというか、側溝からオーバーフローした分を透水ネットでまたさらに止めるというふうなことについては、対応してまいりたいというふうに考えているのを先ほどちょっとお話ししましたが、ちょっと説明不足ですみませんでした。それが1つ目です。

もう一つは、グラウンドの3か所とかという表現して申し訳ないです。選手

から出るやつは、1か所にまとめてさせてもらって、エアブラシを2つつける予定を、3つとかいう形で、選手たちもいろいろたくさんいるでしょうけど、順番ですね、やってもらえるように考えています。それが予算的に4つつけることができたなら4つつけるとか、そういった格好で選手のやりやすいような格好にしていきたいと。

あとは駐車場の出入り口の辺りのそういった透水ネットとかの話が今出たところですけども、駐車場の出入りについてはですね、今現状のイベントで出入りしている場所が一番適切だというふうに考えていますので、場所はその場所になります。北口と、あと川のほうと、のほうになります。そこでは基本的にネット自体は今あるネットに張るものもあれば、要は中に移動するとか何とかって話になると、田んぼとかによく走っているようなプラスチックの、ああいったもので止めるとか。そこから水はオーバーフローしなくて、あれだけ広いところですから、ちゃんとしたネットのところから水が出ていけばいいですので、そういうふうな格好で駐車場の周りにはですね、随時対応していければいいかなというふうに考えております。

あとは、モニタリングについて、今後の危機的な状況になるのに流出についての御心配の話です。これはもうおっしゃるとおりに、これはもう松田町の人工芝だけでなく、全体的な話としては、もう危機的状態であるというのはよくメディア等を通じて感じておるところでございます。プラスチックのとにかくごみをですね、ごみとしてそのまま流出をさせているのが今の現状だというふうに私はそういうふうに考えているところでもありますので、うちのこの今回つくる施設に関しては、その辺のやっぱり責任はしっかりと果たしていくためには、可能なルールの中で、可能ないろんな策は対応していかなきゃいけないというふうに思っています。ですから、今後もですね、新たに、ちょっともう少しちょっと今、我々が勉強しているのはこのガイドラインに示してあるようなことからプラス不織布を使ってさらに1ミリ以下のやつも止めましょうとか、先ほどちょっと御提案いただいたようなこととかは今、考えていますけれども、さらにこの施設からの流出を含む方法がもうちょっと勉強してあれば追加して、

予算の範囲ですけれども、追加して対応したいというふうには考えているという
ことを御承知いただければと思います。以上です。

1 1 番 飯 田 ありがとうございます。大体感じとしては分かりました。それで、先ほど
ですね、ちょっと質問し損なったものがあるので、1点だけ確認させていただ
きたいと思います。それは人工芝が完成した後ですね、子供たちがあの中へ入
って自由に遊べると。それがやっぱり理想だと思うんですよね。人工芝だから
入ると、こんなことを言っちゃ何ですけど、商業施設だと、一つは。そういう
ふうなことで、あまりその中で遊ばせたくない。そういうんじゃないですね、
もっと人工芝というものを身近に感じさせるためにも、あそこの場所をですね、
遊びたい子供がいたら使っていない時間帯、もちろんそういう条件ありますけど、
自由に入って構わないよと。そのかわり出るときはこういうことをやってねと、
例えばエアブラシでプラスチックをね、飛ばすとか、そういうことはやってね
というような感じでですね、もっと開放できないかと。このプラスチックの、
マイクロプラスチックというか、人工芝をね、のグラウンドをもっとみんなに
開放できないかという、そういうふうな考え方はいかがでしょうか。

町 長 なかなか言いにくい話ですよ。前提は、先ほど飯田議員が言われてるよう
に、私はそういうふうに開放といいましようかね、責任持って使っていただけ
れば、それはもう間違いなくいいことだと思います。これまでやはり、これま
での話としては、やはり指定管理をされている業者さんが、要は使う…使った
後、使ったときに、もしもちょっと目が届かないところの中で事故とか…事故
が起きたときの責任問題だとか、あとグラウンドにもう何かぬかるんでいると
ころに足跡がついちゃったりだとか、そうしたときに後で自分でグラウンド整
備をしながら、実際使う人たちのために準備をしたりだとか、そういったこと
なんか幾つか積み重なっているという話も伺っているところでもあります。
今度は人工芝になるとですね、土のグラウンドと違って水はけもよくて、足の
わだちもできたりとかしないような状況ですので、恐らく管理をしていただ
ける方々の負担も、今まで以上に、もうほぼないだろうと思っています。です
から、これまではちょっとそういった面でのコミュニケーション不足だとかとい

うのもあったやら感じますので、ぜひともですね、使っていただけるような格好の中で、お互いで、今からおじさん借りるからね、じゃあ分かった、じゃあ終わったら帰るよって一言言ってくれというようなコミュニケーションが、同じ地域の中でできていて、自由に…自由といいましようかね、地元の方々も楽しめるような場所にしていけるように、我々のほうもしっかりとその辺の条件といいましようかね、お話ししながら進めていきたいというふうに考えています。以上です。

1 1 番 飯 田 了解しました。契約もですね、予算額より低く決まりました。浮いた予算は少しでもですね、環境・安全に配慮した対策に振り向けていただくよう強く要望しまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 ほかに。

3 番 吉 田 提案に対して賛成の立場でちょっと確認の質問をさせていただきたいと思えます。これは補助金を使って行う事業なので、この場合ですね、駐車場に使用する場合は、目的外使用に当たらないのかという確認はされているのかが1点。

それで、もしまだできてないということでしたら、場合によっては駐車場として使用できない場合もあるのかということをごちゃと教えていただければと思います。以上です。

観 光 経 済 課 長 今回のこの事業に当たっては、スポーツ振興くじ、t o t oの助成金を活用させていただいております。その中でグラウンドの活用についてはこういったことを考えているということで、その中でお祭り、イベント時の駐車場ということも相談に応じておりますので、目的外ということではございません。

参事兼政策推進課長 この補助金の目的がですね、スポーツだけではなくてですね、地域振興というのがございます。その中で、今回あそこを駐車場にして、多くの方が都市との交流というところで、ロウバイまつりに行ったりとか、そういうところを踏まえた補助金の性質がございますので、目的外使用でないというふうに理解しております。以上です。

議 長 よろしいですか。

9 番 井 上 2点あるんですけどもね、ちょっと1点、今のスポーツ振興宝くじ助成の関係です、前者に対する回答があったんですけども、そこでちょっと確認をしたいんですけどもね。これはスポーツ振興宝くじ助成ということで、もうここです、団体から助成を受けるということで、契約が済んでいるかと思えます。ここの中でですね、確認なんですけれども、例えば一番長期間で使うのはロウバイまつりの期間の臨時駐車場としての利用になると思うんですね。そうしますと、この駐車場の利用としては、1か月間の長期にわたることだと思えますけれども、本当にそこです、1か月間ロウバイまつりでスポーツ以外の事業に、地域振興になるかもしれないんですけども、それが本当に1か月間大丈夫だよという確認をしたのかね。私のこの宝くじ助成のほうを調べましたら、本来目的外の使用ではね、助成金の返還対象となるというふうなところもですね、記載してあったんですけども、いかがでしょうか。（私語あり）

議 長 答えてください。

観 光 経 済 課 長 先ほどの回答のとおりでございます。この補助金の申請に当たっては、十分にその相談をしたところでございます。

9 番 井 上 ちょっと2点あってね、1点目はちょっと設計のほうの話なんですけれども。今、前者が出した質問に対するということで、昨日ですね、私、そのスポーツ振興宝くじ助成の担当者に連絡してみたんですよ。そういったね、相談はないと。1か月というのは、例えば臨時的に年間で1日とか2日ですね、そういう臨時の駐車場とかお祭り等のイベントでやる。そういったものは例外的な場合なので大丈夫ですと。ただ、1か月という話は聞いていないのでね、それは実際に人工芝生化をした後のグラウンドの利用状況の中で、そういう臨時的だという判断に当たらない場合には、目的外ですよというふうに担当者の方はおっしゃっていたんですよ。ここでまたその今のところ予算では5,400万ぐらいの助成金を歳入として、特定財源として見込んでいるわけですね。それはね、そこでできなかったのも、じゃあ後で補正で一般財ということは、ここで確認をしておかないとね、先に進まないかなと思いますので、本当にそういうね、確認

をしたのかどうなのか。私が聞いた担当者と執行者側で確認をした方が違うのかもしれないんですけども、そのところを再度確認をお願いいたします。

観光経済課長　私が確認した際の職員は既に退職をしてしまったので、議員さんが確認した人とは違う方だと思われます。

9 番 井 上　じゃあ、確認は今現在できないということですよ。ちゃんとした確認はとれてないということですよ。その退職した方が、じゃあいいよと言ったということで、それなりの担保をちゃんととってあるのかというね。私が電話したのは昨日なんです。昨日の担当者の方はそういうふうに言われてたんですよ。1か月というのは、例えば年間のね、利用日数が300日ぐらいあつての1か月なのか、100日ぐらいあつての1か月なのか。それによってですね、それによって判断しますと言われていたので、そのところはもう少し正確なね、今ここで予算執行をして、その執行が最後の形として議会にこの契約承認を求めるわけですよ。退職しちゃったというのを、今、回答されたのでね、当然それを知っているのであれば、現在どうなのかということをしつかりと確認をすべきじゃないかなというふうに私は思います。何かそれに関することがあれば、つけ加えてください。

ちょっと本来のね、質問に移りたいと思いますが。この寄みやま運動広場のほうをですね、先ほど前者のほうでテニスコートの人工芝の実績がある業者が落札をしたという説明がありましたが、この設計の中でですね、どういうふうな設計をしたかをお伺いをしたいと思うんですけども。松田町の防災計画の中では、寄のみやま運動広場1万600平米、これはですね、広域避難場所として指定をして、防災計画の中では指定をしてあります。その防災計画の中でですね、広域避難場所について書いてありますが、これは大規模災害の発生時、延焼拡大を続ける火の手などから町民を遮断し、一時的に安全な場所に退避させる機能を持つオープンスペースとしてですね、を広域避難場所として位置づけているということがありますので、この場所は当然そういった火災からですね、町民を守るためというための設備だと思うんですよ。そこに設置された、設置これからですね、設置される人工芝についてですね、同じく先ほどのスポ

ーツ振興宝くじ助成の中の規定の中で、人工芝生化事業としては人工芝生化しようとするグラウンドが災害時における近隣住民の避難所等に指定されている場合は、火災等の状況を想定し、防災加工を施した人工芝の採用を含めた検討を行うことというふうになっているんですね。これはスポーツ振興宝くじ助成の要綱の中にあります。であれば、当然ここの部分のですね、人工芝の設計をどこでやられたか。設計会社にやったのか、ちょっと委託料の中には見当たらないようなんですけれども、そういった防災加工を施した材料における設計で先ほどの図面があったような長い人工芝のロングパイル人工芝ですか、そういったものを設計をして、今回それで落札をされたということなのか。それと設計内容について回答をお願いいたします。

観光経済課長　　まず1点目の確認につきましては、改めて確認をいたします。

2点目につきましては、工事の設計監理は町にて行いました。町のまちづくり課で行いました。防災…広域避難…確かに広域避難場所に設定をされたグラウンドでございます。一時的に、おっしゃるとおり一時的に安全な場所に退避させる機能を持つオープンスペースでございますので、一時的ということで、その後は避難所とか各地区で設置されています避難所とかでございますので、そこで長期にわたってというのは…（私語あり）

芝の選定に当たって、高強度、抜けづらい芝の使用をしておりますので、当然防災というか、それにも強い芝を選んでおります。

9 番 井 上　　議長ちょっと暫時休憩をお願いできないですかね。

議 長　　暫時休憩いたしますので、ただいまの事項を確認してください。

(10時10分)

議 長　　休憩を解いて再開いたします。(10時30分)

先ほどの質問事項2点ありましたけれども、確認ということで、できたでしょうか。

参事兼政策推進課長　　確認をいたしました。今、t o t oのほうの事務局に確認をした結果です。まず、防災の防火加工について、ここは事業者さんのほうに確認をし、防火加工としての芝を提供するというふうなことで回答を頂きました。防火加工用の

人工芝で事業者さんのほうから提供すると。メーカーからですね、メーカーから。になっております。

もう一つがですね、先ほどの駐車場の関係でございます。こちらはt o t oのほうの事務局に確認をし、こちらについては申請どおりですね、駐車場としての利用は可能。そして臨時的に活用するということも含めてですね、1か月ぐらいもあるということ踏まえてどうですかというのを確認をしたところ、利用状況についての調査だけはさせていただきますが、駐車場としては可能ですという回答を頂きました。以上です。

9 番 井 上 先ほどの広域避難場所として防災加工を施した人工芝でなければいけませんよというスポーツ振興宝くじのほうの要綱があります。これは設計上ですね、設計でそういうふうに指定をしていないものを、ここでメーカーから、じゃあ防災加工のものに変更したのかというふうになってしまうかと思うんですけども、そうしたらそれは契約が成立した後にですね、そういった対応をしなければいけないようなことなのかと思いますが、そうではないということであればですね、設計上、最初からですね、防災加工をした人工芝の設置工事だという設計であるのかどうなのか。そこを再度確認をさせてください。

参事兼政策推進課長 先ほどのですね、防災加工でないと駄目であるという指摘なんですけれども、確認をしたところ、防災加工を促した人工芝等の採用を含めて検討をしてくださいと。いけないということは書いておりませんという回答を頂いております。以上です。

観 光 経 済 課 長 設計上では防災加工とはうたっておりませんが、先ほど確認したとおり、防災加工ということでございます。を施しているということでございます。

9 番 井 上 最初、政策課の参事のほうは、そうなんですけどね、駄目よというふうには書いてないんですけども、当然、でもそれは松田町が指定したね、広域避難場所であればね、当然そこはそれで施工するというのが当然じゃないかなというふうに思いますので。

あとですね、設計のほうはそうになっていたということであれば、なぜ最初からね、そういうふうな形でお答えを頂けなかったのかなと思うんですけども。

それは確認をしたということですか。その設計をした材料名をメーカーに確認をしたら、それは防災加工対応のものだったということだったのかなというふうには理解するんですけども、そのところをですね、お願いをいたします。

観光経済課長 そのとおりでございます。

9 番 井 上 終わります。

議 長 そのほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略のお声です。討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論を省略し、採決を行います。議案第36号工事請負契約の締結について(令和6年度寄みやま運動広場人工芝新設工事)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しておりました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございます。なお、議員は事務連絡がありますので、大会議室のほうへお願いいたします。(10時34分)